

平成 29 年 7 月 24 日

金融庁監督局総務課健全性基準室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「自己資本比率規制（第 3 の柱）に関する告示等の一部改正案」等  
に対するコメント

平成 29 年 6 月 23 日（金）付で意見募集のあった標記の件に対するコメント  
を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い  
申しあげます。

以 上

自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示(「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」等)の一部改正案に対するコメント

項番	種別(新旧対照表 ／附則)・条文番 号等	項目・論点	コメント	理由等
1	[別紙1] 第2条4項一號口	「対応して計上されている償却額」の定義	<p>2条4項一號口、では「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第四条第二項、第三項又は第四項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び償却額」の開示が求められている。また、本開示は、年度末のみ求められている。</p> <p>年度末までに全額償却済み(年度末に全額償却する場合も含む)で、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第四条第二項、第三項又は第四項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高」が零となっている場合、対応する「当該期末残高」が存在しないため、当該債務者の「償却額」も開示不要という理解でよい。</p>	<p>全額償却済みの場合、「償却額」に対応する「当該期末残高」が存在しないため。</p> <p>例)債権額100を年度末に全額償却した場合、エクスポージャーの期末残高零、償却額100。 償却額は100であるが、それに対応するエクスポージャーの期末残高が存在しないため、期末残高は零であるので当然に開示対象外だが、償却額100も開示不要という理解でよい。</p>
2	[別紙2] 第2号第1面 第4号第1面 第8号第1面  'OV1、注記 e	-	<p>注記e 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。</p> <p>カウンターパーティー(デリバティブ等)が含まれるがその場合、注記bでは含めない旨の記載があり整合性が取れていない。</p>	<p>注記 b 1の「信用リスク」の項には、項番4、…項に該当するものの額は含まれない。とあり、整合性が取れない。</p>
3	[別紙2] 第2号第1面 第4号第1面 第8号第1面  'OV1、注e、注kk	-	<p>・注記eは、項番2「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」のイ・ロ欄には、告示第152条第1号イに規定する「信用リスク・アセットの合計額」(①)を記載することを求めている。</p> <p>・また、注記kkは、項番23「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」のイ・ロ欄には、告示第178条の3に規定する信用リスク・アセットの額(②)を記載することを求めている。</p> <p>・①は②を含むため、②が、項番2及び項番23に重複計上されることとなるが、どのように記載すべきか。</p>	<p>記載方法の確認。</p>

4	<p>[別紙2] CR9</p> <p>[別紙1] 第4条第4項第二 号</p>	別紙様式第二号 CR9 注釈k	c(7)から(10)までのポートフォリオ区分を記載する場合、ホ欄およびリ欄も債権の数で開示することができる範囲に含めていただきたい。	注釈k上のヘ欄からチ欄の記載と整合性を図るため。
---	--	-----------------	--	--------------------------